

京都市告示第174号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成17年4月7日

京都市長 榊本頼兼

名 称	位 置	供 用 開 始 の 期 日
西大路町公園	伏見区醍醐西大路町30番 伏見区醍醐西大路町32番1	告 示 の 日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)